

る教育訓練給付の受給資格を持たないひとり親家庭のお母さんやお父さんの就職やキャリアアップのための支援を行っています。指定された教育訓練講座を受講し修了した場合、受講にかかった費用の一部を支給します。

対象者

- ①浦添市に住所を有する母子家庭の母または父子家庭の父
- ②児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準にある方

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座等、職業に結びつく可能性の高い講座

支給額 対象講座の受講料の20％に相当する金額（上限10万円、下限4千円）

申請から支給までの流れ

- ①事前相談 講座を受講する前に浦添市児童家庭課で事前相談を受ける。
- ②指定講座申請 対象講座指定申請書を提出する。ハローワークで発行された教育訓練給付金支給要件回答書を添付する。
- ③講座指定 対象者へ対象講座指定通知書が送付される。
- ④講座受講 講座を受講した後30日以内に給付金支給申請書を提出する。
- ⑤支給決定 講座を受講した後30日以内に給付金支給申請書を提出する。
- ⑥支給決定

対象者へ支給決定通知書が送付される。

⑦給付金が支給される。

■平成27年度中学校卒業程度認定試験実施について

学務課（内線6511）

病気などやむを得ない事由によって、保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子女等に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格した者には高等学校の入学資格が与えられます。

試験日時 10月28日（水）

試験会場 沖縄県庁13階 第3会議室

試験科目 国語・社会・数学・理科・外国語（英語）

受験資格

- ①就学義務猶予免除者である者または就学義務猶予免除者であった者で、平成28年3月31日までに満15歳以上になる者
- ②保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、平成28年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれる事についてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めた者
- ③平成28年3月31日までに満

16歳以上になる者（①および④に掲げる者を除く。）

④日本国籍を有せず平成28年3月31日までに満15歳以上になる者

受付期間 8月24日（月）～9月11日（金）

※郵送の場合9月11日（金）の消印有効とする。願書は学務課へお問い合わせください。

■介護保険所得段階別保険料の表記のお詫びと訂正

介護保険課（内線3583）

6月に、介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書及び、介護保険料納入通知書を発送しましたが、所得段階別保険料の表記に一部誤りがありますのでお詫び申し上げます。お知らせいたします。

【誤】	第4段階 第5段階	住民税 非課税 世帯のうち、本人が住民税非課税で…
	第4段階 第5段階	住民税 課税 世帯のうち、本人が住民税非課税で…
【誤】	※1「等」は、第3段階から第9段階の保険料を適用すれば、生活保護法上の保護が必要となる者であって、それにより保護を必要としなくなる者。	
	「等」とは、第2段階から第12段階の保険料を適用すれば、生活保護法上の保護が必要となる者であって、それより低い段階の保険料を適用することにより保護を必要としなくなる者。	

■猫は室内で飼うようにしましょう！

環境保全課（内線3216）

猫のフンや尿で迷惑しているとの苦情が増えています。猫の放し飼いや野良猫への無責任な餌やり行為は、猫が周辺に住みつく原因となり、ご近所の敷地内にフン・尿をしたり、ごみを荒らしたりするなど、周囲の迷惑となります。猫は家の中で飼い、猫用のトイレを用意して、そこでするようにしましょう。

飼い猫には首輪・迷子札（住所氏名連絡先を記載を付け、家族の一員として最後まで責任を持って飼いましょう。

また、猫が自然のままに繁殖して、飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことがないよう避妊・去勢手術を受けさせましょう。

■ごみの出し方について

環境保全課（内線3212）

燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、粗大ごみの4分別です。きちんと分けて出してください。

ごみは収集日の当日、朝8時までに出示してください。収集日以外や収集後に出すと、

犬や猫が食い散らかします。また、収集車のオルゴールに合わせて出さないようにしてください。一度しか回らせないで、出し遅れた場合収集されません。

収集は戸別収集です。自宅の門前口に出してください。収集車が入らない路地に面している場合は、相談してください。

「混ぜればごみ、分ければ資源」と言われているように、分別を徹底して行うことはごみの再資源化や減量化につながります。限りある資源を有効活用するためにも、ごみ分別の協力をよろしく願います。

■台風時のごみ収集について

環境保全課（内線3212）

台風が発生している時は、台風に関する情報をこまめに入手して台風の進路に合わせた対策を早めにとるようにしましょう。台風が近づき、荒れた天気になった時にごみを出すのは危険です。できる限り、次回のごみ収集日に出すようご協力をお願いします。

なお、暴風雨時におけるごみの収集業務については、次のとおりとなっています。ご

留意ください。

- ① 8時において、バスが運行停止している場合は、原則その日のごみ収集は中止します。
 - ② ①の場合にバスが15時までに運行を開始した場合、運行を開始した時刻からごみの収集を開始します。
 - ③ ごみ収集開始時刻以降にバスが運行を停止した場合は、運行を停止した時刻をもってごみ収集を中止します。
- ※ごみ収集が中止となった場合は、次回の収集日にごみを出示してください。

■各種相談窓口のご案内

市民相談室・消費生活相談室（☎851-5059）

各種相談無料。秘密厳守します。

場所

- ・市民相談室（市役所1階）
- ・人権相談（ハートモニーター）

【各種相談】

●市民相談 市民生活に関わる市民の一般相談及び市行政に対する意見や要望、苦情など。

日時 平日9時～17時

●法律相談（要予約）

内容 市民生活に関わる諸々の法律相談。

日時 弁護士相談は毎週火曜

日、司法書士相談は毎週水曜日、ともに14時～16時30分

●行政相談

内容 行政機関等の業務に関する相談。

日時 毎週木曜日（第5週木曜日を除く）14時～16時

●消費生活相談

日時 毎週月・水・金曜日10時～16時

●人権相談

日時 毎月第1木曜日10時～16時

※各種相談窓口は12時～13時、土日祝日は休みとなります。

■台風対策について（水道部からのお知らせ）

営業課（☎877-8460）
配水課（☎877-8462）

台風が接近する前は、ご自身の住宅や管理されているアパートなどの水道設備を点検し、安全対策を十分に取られますようお知らせします。

①常に、タンクの中は水を貯めておいてください。

タンクが空のままだと強風により飛ばされたり、破損することがあり危険です。

②屋上タンクのフタはしっかりとめておくこと。

フタが飛ばされることがあり危険です。また雨やゴミが入り衛生的にも良くありません。

③タンク等の水道管にTVアンテナ等をつながないこと。

強風によりTVアンテナ等が吹き飛ばされ水道管が破裂することがあります。

＊台風が去った後も、水漏れ等がないか水道設備の点検をお願いします。

■第55回下水道の日

下水道課（内線4661）

9月10日は「第55回下水道の日」です。今年は「忘れない 暮らしの下に 下水道」を推進標語に普及啓発活動を行います。

浦添市では「下水道パネル展」を開催します。

下水道パネル展

場所 市役所1階ロビー

期間 9月7日（月）～11日（金）
下水道は、汚水を科学的、衛生的に処理して、きれいな水によりみがえらせる重要な働きをしています。また下水道に接続されていない世帯、事業主の方は、下水道課までお気軽にご相談ください。